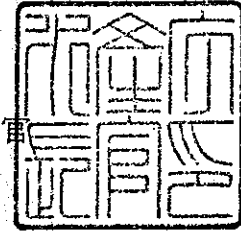


2水管第155号  
令和2年4月28日

千葉県知事 殿

水産庁長



都道府県漁業調整規則例の制定について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）が平成30年12月14日に公布されたこと等に伴い、現行の都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例（平成12年6月15日付け12水管第1426号水産庁長官通知）を廃止し、別添1のとおり都道府県漁業調整規則例を定めるので、業務の適正な執行につき、御配慮願いたい。

また、制定の趣旨及び主な規定事項について、別添2のとおりとりまとめたので、併せて参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添1)

○都道府県漁業調整規則例

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項並びに第百十九条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、○○県漁業調整規則を次のように定める。

令和 年 月 日

○○県知事 氏 名

○○県漁業調整規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 漁業の許可（第四条―第三十二条）
- 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第三十三条―第五十条）
- 第四章 漁業の取締り（第五十一条―第五十四条）
- 第五章 雑則（第五十五条―第六十条）

## 第六章 罰則（第六十一条―第六十四条）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この規則は、漁業法（以下「法」という。）、水産資源保護法その他漁業に関する法令と相まって、〇〇県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

#### （県内に住所を有しない者の申請）

第二条 県内に住所を有しない者は、第八条第一項、第三十二条第二項又は第三十四条第三項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

#### （代表者の届出）

第三条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 第二章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 もじやこ漁業 海面においてもじやこ（全長十五センチメートル以下のぶりをいう。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）

二 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業

三 しじみ漁業 内水面においてじよれんによりしじみをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業を除く。）

四 さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業

五 小型まき網漁業 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第

- 一 号に掲げるもじやこ漁業を除く。）
- 六 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第一号に掲げるもじやこ漁業を除く。）
- 七 ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業
- 八 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業を除く。）
- 九 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- 十 いるか突棒漁業 海面においているか突棒により行う漁業
- 十一 さけ・ますはえ縄漁業 海面において総トン数十トン以上の動力漁船を使用してさけ・ますはえ縄により行う漁業
- 十二 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業を除く。）
- 十三 たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
- 十四 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業
- 十五 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業

十六 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業

十七 ふくろ網漁業 内水面においてふくろ網により行う漁業（第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業を除く。）

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

（許可を受けた者の責務）

第五条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

（起業の認可）

第六条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第七条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請し

た場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第一号若しくは第三号から第十三号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 知事許可漁業の種類
- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四 漁具の種類、数及び規模

- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)



第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうち前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第十一条 知事は、許可（第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第十四条第一項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実

態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

一 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

三 推進機関の馬力数

四 操業区域

五 漁業時期

六 . . .

2 前項の申請すべき期間は、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。

ただし、一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関

係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第一項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第四項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（公示における留意事項）

第十二条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(継続の許可又は起業の認可等)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならぬ。

一 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第四号において同じ。）を受けた者が、その許可の有

効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

2 前項第一号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

（許可の有効期間）

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする

。ただし、前条第一項（第一号を除く。）の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 五年

二 第四条第一項第〇号から第〇号までに掲げる漁業 三年

三 第四条第一項第二号に掲げる漁業 一年

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

（変更の許可）

第十六条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第十一条第一項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し

なければならぬ。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号

四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

五 変更の内容

六 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第十七条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若し



くは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から二  
月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日

から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第十九条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第二十条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、法第百二十条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、法第百二十一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間

は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
 (資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業	翌月の十日まで
うなぎ稚魚漁業	漁業時期の終了後三十日以内
〇〇漁業	当該航海終了後三十日以内
〇〇漁業	翌月の十日まで

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 二 許可番号
- 三 報告の対象となる期間
- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 七 その他必要な事項

（適格性の喪失等による許可等の取消し等）

第二十二條 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第九條第一項第二号又は第十條第一項各号のいずれかに該当することとなつたときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずること

とができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
い。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第二十三条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第二十四条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 二 漁業種類

三 操業区域及び漁業時期

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

五 許可の有効期間

六 条件

七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第二十五条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第二十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業種類

三 許可を受けた年月日及び許可番号

四 書換えの内容

五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十三条第二項の規定により許可若しくは起業の認可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

二 第十六条第一項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

三 第十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、許可を変更したとき。

五 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。



(許可証の返納)

第三十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならぬ。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第三十一条 許可を受けた者(第四条第一項第○号及び第○号に掲げる漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。)は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第一号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(特定の漁業の許可)

第三十二条 漁業生産力の発展に特に寄与すると知事が認める試験研究又は新技術の企業化のために、次に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 〇〇漁業 . . .

二 〇〇漁業 . . .

2 前項の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 漁業の種類

三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

四 漁具の種類、数及び規模

- 五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、第一項の許可をしてはならない。
  - 一 第九条第一項第二号に該当する場合
  - 二 申請者が第十条第一項各号のいずれかに該当する者である場合
  - 三 漁業調整のため必要があると認める場合
- 4 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、許可に条件を付けることができる。
- 5 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、第一項の許可後、当該許可に条件を付けることができる。
- 6 第一項の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに三年を超えない範囲内において知事が定めるものとする。
- 7 知事は、第一項の許可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可を取り消さなければならない。

8 知事は、第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、当該許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

9 第一項の許可を受けた者は、第二十一条第二項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

10 前項に定めるもののほか、同項の規定による報告に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

11 第八条第二項、第二十三条第一項及び第二十四条から第三十条までの規定は、第一項の許可について準用する。

### 第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

#### (漁業の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる漁業を営んではならない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ ○○（以下「○○漁業」という。）

ロ ○○（以下「○○漁業」という。）

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

イ 沖縄式追込網（以下「沖縄式追込網漁業」という。）

ロ 空釣こぎ（以下「空釣こぎ漁業」という。）

（内水面における水産動植物の採捕の許可）

第三十四条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

一 やな

二 まき網

三 打瀬網

四 す建網

五 刺し網

六 建干網

七 石かま漁法（石倉漁法を含む。）

八 鵜飼漁法

九 . . .

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 第四条第一項又は第三十二条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合

二 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

三 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

3 第一項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ご

とに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 採捕の種類

三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類

四 漁具の数及び規模

五 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

5 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十三項において準用する第二十三条

第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号

四 許可の有効期間

五 条件

六 その他参考となるべき事項

10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中であ



る者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

13 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二條、第二十三條並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第三十五条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第十八条第一項の規定によって指定されたものをいう。）の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次	〇月〇日から〇月〇日まで	全ての水産動植物

<p>結んだ線によって囲まれた水面</p>	<p>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>
<p>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>	<p>ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>
<p>○○秒の点</p>	<p>エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>	<p>○○秒の点</p>
<p>次に掲げるア及びイの点を結んだ線から上流の</p>	<p>○○川本流の水面</p>	<p>ア 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分</p>
<p>○○秒の点</p>	<p>○月○日から○月○日まで</p>	<p>○○○</p>

イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分  
〇〇秒の点

(禁止期間)

第三十六条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	一月一日から五月三十一日まで
しらうお	〇月〇日から〇月〇日まで
あかがい	〇月〇日から〇月〇日まで
たいらぎ	〇月〇日から〇月〇日まで
なまこ	〇月〇日から〇月〇日まで

てんぐさ	○月○日から○月○日まで
わかめ	○月○日から○月○日まで
・・・	・・・

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第三十七条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第四条第一項第一号に掲げるもじやこ漁業若しくは同項第二号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	大 き さ
うなぎ	全長三十センチメートル以下
こい	全長〇〇センチメートル以下
ぶり	全長十五センチメートル以下

あさり	殻長〇〇センチメートル以下
さざえ	殻長〇〇センチメートル以下
・・・	・・・

2 何人も、内水面において、いわな、さけ、ます（にじますを除く。）又はにじますの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前二項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。  
 （漁具漁法の制限及び禁止）

第三十八条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 動力を利用する瀬干漁法
- 三 ・・・

第三十九条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法	範圍
建干網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下
す建、す干	すの間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする桁	幅 〇〇センチメートル以下 爪の間隔 〇〇センチメートル以上
〇〇をとることを目的とする〇〇網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下（もじ網にあっては五十センチメートルにつき〇〇以下）
自家用釣餌料 <small>つりじ</small> をとることを目的とする小型機船底びき網	ビームの長さ 〇〇センチメートル以下
〇〇をとることを目的とする流し網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下 反数 〇〇反以下
四手網	網目 十五センチメートルにつき〇節以下

地びき網

袖網の長さ 〇〇メートル以下

(禁止区域等)

第四十条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面

ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒の点

二 . . .

第四十一条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

一 あゆ	水産動植物	禁止期間	禁止区域
		十月一日から十二月三十一日まで	内水面

	で	
二 いわな（全長〇 〇センチメートル 以下のものに限 る。）	十月一日から翌年三月三十一日 まで	内水面
三 さけ	周年	内水面
四 たい（全長〇〇 センチメートル以 下のものに限る。）	〇月〇日から〇月〇日まで	海面
五 にじます（全長 〇〇センチメート ル以下のものに限	〇月〇日から〇月〇日まで	内水面



<p>る。)</p>	<p>六 ます (にじます を除き、全長〇〇 センチメートル以 下のものに限る。)</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>	<p>内水面</p>
<p>七 いせえび (体長 〇〇センチメート ル以下のものに限 る。)</p>	<p>周年</p>	<p>海面</p>	
<p>八 いせえび (体長 〇〇センチメート ルを超えるもの に限る。)</p>	<p>九月一日から九月三十日まで</p>	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の点</p>	

<p>十 あわび（殻長○ ○センチメートル を超えるものに限</p>	<p>九 あわび（殻長○ ○センチメートル 以下のものに限 る。）</p>	
<p>○月○日から○月○日まで</p>	<p>周年</p>	
<p>海面</p>	<p>海面</p>	<p>イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点 ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点 エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○ ○分○○秒の点</p>

<p>る。)</p>	<p>十一 はまぐり（殻 長〇〇センチメー トル以下のものに 限る。）</p>	<p>十二 はまぐり（殻 長〇〇センチメー トルを超えるもの に限る。）</p>	<p>十三 ほたてがい</p>
	<p>周年</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>	<p>〇月〇日から〇月〇日まで</p>
	<p>海面</p>	<p>海面</p>	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次結んだ線によって囲まれた水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇 〇分〇〇秒の点</p>

・ ・ ・	
・ ・ ・	
・ ・ ・	イ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 ウ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点 エ 北緯○○度○○分○○秒東経○○度○○分○○秒の点

2 第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて内水面において採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表の第○号から第○号までの規定は適用しない。

3 第一項の表の第○号の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第四十二条 何人も、次の表の第一欄に掲げる河川の河口付近であつて同表の第二欄に掲げる区域において、同表の第三欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の第四欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間
〇〇川河口	次に掲げるア及びイの点を結んだ線からウ及びエの点を結んだ線に至る間の水面 ア 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 イ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経 〇〇度〇〇分〇〇秒の点 ウ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経	手釣、竿釣（引掛竿釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具・漁法	〇月〇日から〇月〇日まで

〇〇度〇〇分〇〇秒の点  
 エ 北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経  
 〇〇度〇〇分〇〇秒の点

(夜間の採捕の禁止)

第四十三条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により午前零時から午前〇時まで及び午後〇時から午後十二時までの間、水産動植物を採捕してはならない。

一 〇〇網 (内水面において採捕する場合に限る。)

二 〇〇網

(火船の数の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、一統につき、それぞれ同表の下欄の隻数の範囲内であればならない。

漁業種類	火船の数の範囲
〇〇漁業	〇隻以下

〇〇漁業

〇隻以下

(湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる区域において湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならぬ。

区	域
〇〇川	魚道を開通すべき範囲
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上
〇〇川	河川流幅の〇分の一以上

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十六条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならぬ。

- 一 竿釣及び手釣
- 二 たも網及び叉手網
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）

四 やす、は具

五 徒手採捕

六 . . .

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁業者が漁業を営む場合

二 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

三 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。



(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十八条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 免許番号

四 区域

五 期間

六 補償の措置

七 その他参考となるべき事項

3 知事は、第一項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(砂れきの採取禁止)

第四十九条 内水面のうち第三十五条、第四十条及び第四十一条第一項の表の第〇号から第〇号までに規定する禁止区域並びに直轄管理河川等（一級河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間及び国土交通大臣の直轄工事が施行される海岸保全区域をいう。以下同じ。）以外で別表に掲げる区域（又は直轄管理河川等以外で別途知事が公示する区域）において、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

二 河川法第七条に規定する河川管理者、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第五条に規定する都道府県知事若しくは同法第六条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

第七条に規定する都道府県知事又は海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸管理者が都道府県知事に協議し、その結果に基づき、河川法等の許可等がされた場合

(試験研究等の適用除外)

第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 目的

三 適用除外の許可を必要とする事項

四 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名

五 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）

六 採捕の期間及び区域

七 使用する漁具及び漁法

八 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 適用除外の事項

三 採捕する水産動植物の種類及び数量

四 採捕の期間及び区域

五 使用する漁具及び漁法

六 採捕に従事する者の氏名及び住所

七 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

八 許可の有効期間

九 条件

4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しな

ければならない。

6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第二十五条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

#### 第四章 漁業の取締り

##### (停泊命令等)

第五十一条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三百二十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
（船長等の乗組み禁止命令）

第五十二条 知事は、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（衛星船位測定送信機等の備付け命令）

第五十三条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項又は第三十二条第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するもの

をいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

一 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

#### (停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第二百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

一 別記様式第二号による信号旗Lを掲げること。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

## 第五章 雑則

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第五十五条 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならぬ。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなった



とき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第五十七条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第三号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上1・5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(はえ縄漁業及び流し網漁業の漁具の標識)

第五十八条 次に掲げるはえ縄漁業及び流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は綱の両端に、水面上1・5メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄の中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 ○○はえ縄漁業及び○○はえ縄漁業

二〇〇流し網漁業及び〇〇流し網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第五十九条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第六十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書そ

他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

## 第六章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十四条第一項、第三十五条から第四十条まで、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十二条から第四十五条まで、第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条の規定に違反した者

二 第三十二条第四項若しくは第五項、第三十四条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条第三項の規定により付けた条件に違反した者

三 第二十三条第一項（第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十二条第八項、第三十四条第十三項において準用する第二十二条第二項、第四十七条第二項又は第五十二条第一項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部

又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十二条 第二十五条第一項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）

、第三十一条、第三十四条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

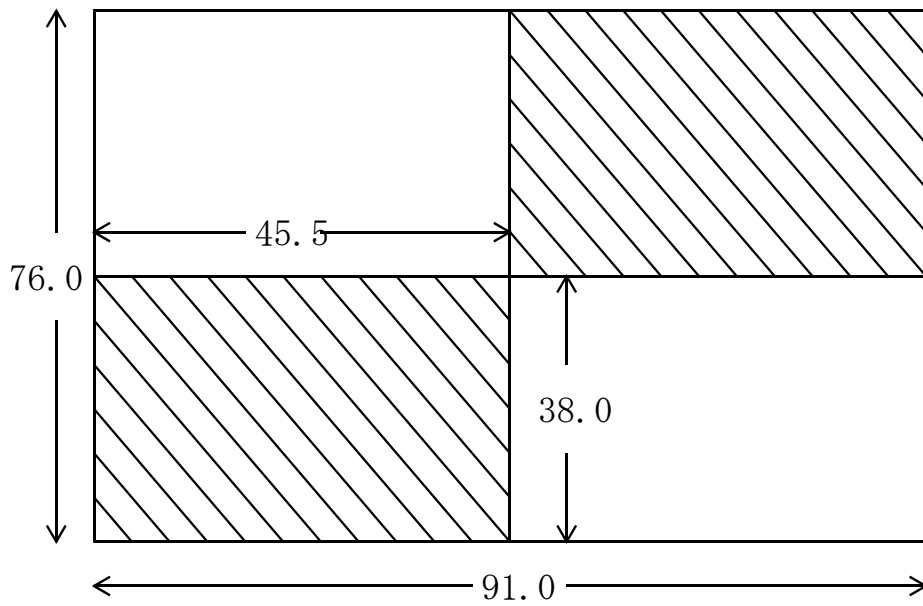
第六十四条 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項（第三十二条第十一項及び第五十条第八項において準用する場合を含む。）の規定、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十二条第十一項及び第三十四条第十三項において準用する場合を含む。）の規定、第三十四条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

様式第一号

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ホク打1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌 <sup>つりじ</sup> 料びき網漁業	ホク自1 2 3
小型機船底びき網漁業のうち手繰第三種漁業（第一種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	ホク手1 2 3
上記以外の小型機船底びき網漁業	ホク1 2 3
小型さけ・ます流し網漁業	ホク流1 2 3

備考 各文字及び数字の大きさは八センチメートル以上、太さは二センチメートル以上、間隔は二・五センチメートル以上とする

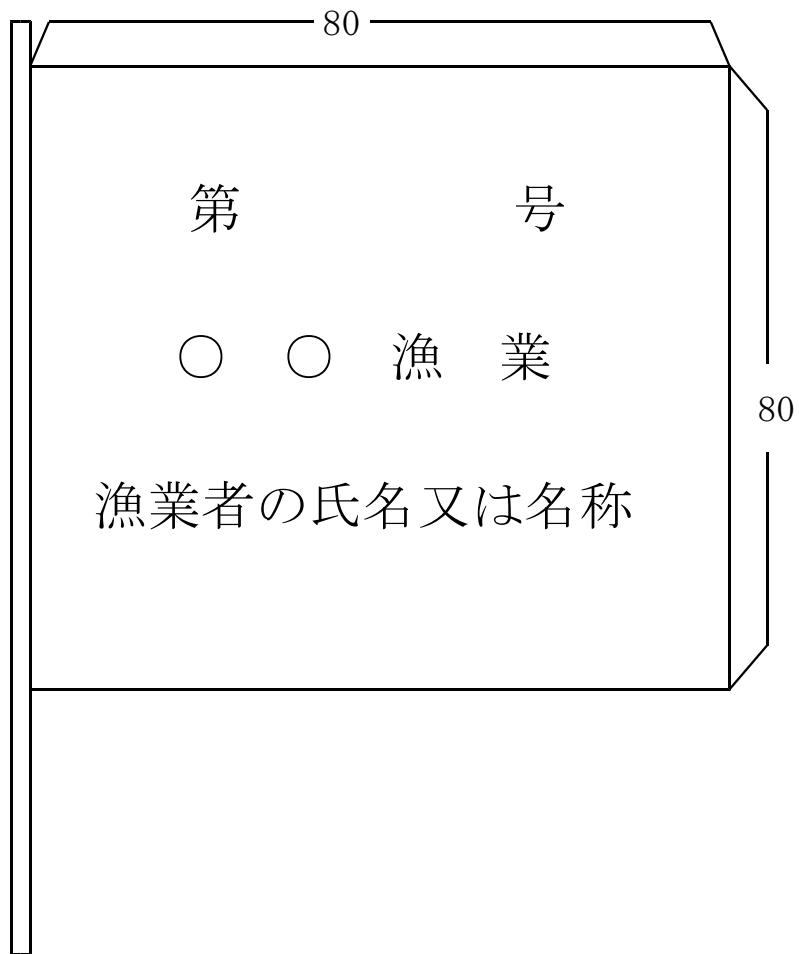
様式第二号



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第三号



備 考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

## 第1 制定の趣旨等について

平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が公布され、資源管理措置、漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されるとともに、都道府県で行うべき手続等の規定が新たに整備されたところである。

水産庁においては、全国統一的に一定の水準を確保するため、従来から都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例を作成してきたところであるが、改正法を踏まえてこれらを見直すこととした。なお、主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 資源管理の状況等の報告に係る規定を設けるなど、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の新たな規定を適切に実施するための規定を整備するとともに、制限や義務が漁業者等にとって明らかとなるよう所要の整備を行う。
- (2) 公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、知事許可漁業の許可手続、停泊命令等の規定が整備されたことから、一連の手続や規制の内容について漁業者等が適切に理解できるよう、法に規定されている条項について確認的に記載する。
- (3) 海面の規則と内水面の規則が分かれていると、それぞれの規則の適用範囲が不明確であり、河口付近における漁業関係法令違反（いわゆる密漁）について取締り上の疑義が生じる場合があることから、都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例（以下「旧規則例」という。）を統合し、新たに漁業調整規則例（以下「新規則例」という。）を制定する。

## 第2 知事許可漁業に関する主な規定事項について

### 1 公示に基づく許可方式

法においては、大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続を規定している。これは、将来にわたって漁業生産力を発展させるため、許可制度をより安定的な制度として運用していくとともに、透明性が高い手続を経ることで効果的かつ理解しやすい規制措置を講ずる必要があるためである。

今後、知事許可漁業の許可に当たっては、漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を定め、その範囲内で許可を行うことになる。都道府県知事は、制限措置を公平かつ中立なものにするとともに、知事許可漁業の許可を受けようとする者が申請の機会を逸することがないように、当該制限措置の内容及び申請期間を広く公示をして一般に周知し、許可を希望する者に申請の機会を与える必要がある。

また、多様な漁業実態のある知事許可漁業において、許可をすべき船舶の数等が公示した船舶の数等を上回る場合には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、漁業者の所得向上、新規就業者の確保、地域の水産業の発展に資するなどの知事許可漁業の状況を勘案して許可の基準を定め、これに従って許可を行うことになる。また、許可漁業者が将来に向けて安心して継続的に操業し、地域ごとの実情を踏まえて漁業生産力を発展させることができるよう、基準の作成に当たっては、一定程度以上の操



業の実績を有する者や経営の改善に資するため当該漁業に転換する者を優先して許可するなど、地域の漁業を維持・発展させるために必要な措置を講ずる必要がある。

## 2 許可の手續に関する規定

### (1) 漁業調整委員会等の意見聴取

法において、都道府県知事は、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするとき、許可等をすべき船舶等の数が公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準を定めるときなどは、関係海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会（以下「漁業調整委員会等」という。）の意見を聴くこととされている。

他方、法においては、知事許可漁業に係る許可の条件の付与、許可の取消し等の手續について漁業調整委員会等の意見を聴く規定は置かれていないが、漁業者にとって重大な影響を与えるこれらの不利益処分を行うに当たり、都道府県知事の客観的かつ適正な判断に資するよう、地域の実情に精通した漁業調整委員会等の意見を聴く規定を新規規則例に置くこととした。

### (2) 許可等の申請期間

法において、公示に係る許可の申請すべき期間は、漁業の種類ごとに規則で定める期間とすることとされている（法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 2 項）。これは、申請期間を対外的に明らかにして申請の機会を確保し、手續の透明性を確保する一方、漁業の種類によっては、都道府県ごとの許可の実情等により、申請時に年間の操業計画を提出させるなど申請に必要な書類等を準備するまでに相当の期間が必要となる場合も考えられることから、地域の実情に応じて申請期間を規則で定められるようにしたものである。

このため、新規規則例においては、許可等を申請すべき期間は、1 月を下らない範囲で漁業の種類ごとに都道府県知事が定める期間とすることとした。ただし、許可等を申請すべき期間について、1 月以上の申請期間とすると当該知事許可漁業の操業の時機を失し、当該知事許可漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、公示する日と許可予定日の間を 1 月未満にすることができるとこととした（第 11 条第 2 項）。

なお、いずれの場合も手續の透明性と制度運用の安定性を確保するため、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

## 3 継続の許可等に関する規定

### (1) 継続の許可

法において、大臣許可漁業については、その許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したときは、許可をしなければならないとされている（法第 45 条第 1 号）。

この点、知事許可漁業については、地先の資源の発生や来遊の状況に応じて許可を受ける者の数を調整する必要がある漁業があるなど多種多様な漁業が営まれており、全ての種類の知事許可漁業について一律に当該規定を適用すると、地域の資源や漁業実態に応じた柔軟な対応をとることができなくなることから、各都道府県の

実情に応じて、規則において対応することができるよう、法において大臣許可漁業の規定を準用していない。

このため、新規規則例においては、各都道府県の実情に応じ、都道府県知事が指定する漁業について、継続の許可をすることができることとした（第14条第1項第1号）。

また、継続の許可の申請期間については、許可事務に要する処理期間を考慮して、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間とした。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないとき認められるときは都道府県知事が定めて公示する期間とした（第14条第2項）。

#### (2) 承継の許可の要件の見直し

承継の許可（法第45条第4号）についても、上記(1)と同様の趣旨により、各都道府県の実情に応じて、規則において対応することができるよう、法において大臣許可漁業の手続を準用していない。

このため、新規規則例においては、各都道府県の実情に応じ、都道府県知事が指定する漁業について、承継の許可をすることができることとした（第14条第1項第4号）。

なお、旧規則例においては、承継の要件を共同経営化、法人化等に限定していたが、今後、承継を認める漁業については、こうした要件で確保しようとしていた内容を公示の際に制限措置で定めることが適当と考えられる。

#### 4 許可の有効期間に関する規定

法においては、知事許可漁業の許可の有効期間は、漁業の種類ごとに5年を超えない範囲内において規則で定める期間とするとされている（法第58条において読み替えて準用する法第46条第1項）。これは、知事許可漁業については多種多様な漁業が営まれていることを踏まえ、漁業の種類ごとに、その実態に応じて都道府県知事が許可の有効期間を定めることができるようにするためである。

旧規則例においては、一般的に、知事許可漁業は大臣許可漁業と比較して専門の程度や投資の規模等が異なるため、原則3年の有効期間とされていた。しかし、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を可能とするとともに、漁業の実情や漁具、漁法の発達度を勘案して、漁業生産力の発展につながるよう5年以内の適切な期間で漁業の種類ごとに知事許可漁業の許可の有効期間を定めることとした（第15条第1項）。

#### 5 許可の取消し等に関する規定

法において、知事許可漁業の許可を取り消すことができる休業期間は、規則で定めることとされている（法第58条において読み替えて準用する法第51条第1項）。旧規則例においては、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときはその許可を取り消すことができることとしており、新規規則においても、同様の期間とすることとした（第20条第1項）。

今後は、知事許可漁業の許可が有効に活用され、漁業生産力の発展につながるよ

う、資源管理の状況等の報告等により操業の実態を従前以上に的確に把握し、特段の理由なく休業している者に対しては、本規定の適用を検討する必要がある。

また、資源の急激な減少による減船や公共事業のための測量その他の公益上の必要性による許可の取消しや停止等を行う必要性が生じ得る場合があることから、新規規則例においては、都道府県知事は、公益上の必要により知事許可漁業の許可の取消し等を行うことができる規定を設けることとした（第23条第1項）。

## 6 衛星船位測定送信機等の備付け命令に関する規定

法においては、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、知事許可漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の規則で定める電子機器の備付け命令等ができることとされている（法第58条において読み替えて準用する法第52条第2項）。これは、国際的な地域漁業管理機関においては、衛星船位測定送信機を漁船に装備し、常時稼働させることを条約上義務付けることにより、規制措置の履行状況を国によって確認することが国際的潮流となっていること、同送信機は漁業取締りを効率的に行うためにも有効な装置であることを踏まえて規定されたものである。

このため、新規規則例において、衛星船位測定送信機の備付け命令等に関する規定を整備することとした（第53条）。

## 第3 資源管理の状況等の報告に関する主な規定事項について

法においては、知事許可漁業の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る知事許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他規則で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととされている（法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項）。これは、資源管理の重要性を踏まえ、全ての知事許可漁業について、その許可を受けた者に対して、各漁業の実態に応じた資源管理の状況等の報告を義務付けるとともに、報告された情報を都道府県知事が資源管理等に活かしていくためである。

このため、新規規則例においては、漁業の種類ごとの実態の違いや報告の電子化に対応できるよう、報告事項及び報告期限を規定することとした（第21条）。

また、当該報告については、休業の取扱い（法第58条において読み替えて準用する法第50条及び第51条、新規規則例第19条及び第20条）にも関係するものであり、報告の意義等について漁業者へ適切に指導するとともに、未提出者に対する催告等の指導を十分に行う必要がある。

さらに、資源評価の精度を向上させるためには、魚種別の漁獲量に加えて、単位努力量当たりの漁獲量（CPU E：1日当たりの漁獲量等）が算出できるように、努力量（操業回数や操業日数等）の情報を記入させるなど報告内容の充実を図るべきである。

## 第4 その他の主な規定事項について

### 1 特定の漁業の許可

漁業は、産業として生産性の向上を目指して変化していくものであり、資源の分布・回遊状況の変化や漁ろう技術の発達等により、新たな魚種を対象とすることや、別の漁法を導入するなど、既存の漁業とは異なる新たな漁業が行われることがある。こうした漁業は、一般に既存の漁業よりも漁獲効率が良く、また、同一の漁場への新たな参入となることが多く、資源や漁場をめぐる漁業調整上の問題を生じる可能性が高い。

例えば、特定の水産動植物の採捕を目的として営む漁業や特定の漁業の方法により営む漁業であって、試験研究又は新技術の企業化のため試行的に漁業を営もうとするようなものが考えられるが、こうしたものも知事許可漁業と同様に知事の管理の下で行うこととする必要がある。しかしながら、新しい漁業であることから、あらかじめ知事が制限措置を定められるものばかりではない。

このため、法第 57 条第 1 項の知事許可漁業とは別に、法第 119 条第 1 項に基づく漁業の許可として、水産資源の保存及び管理並びに漁場の使用に関する紛争の防止を行えるように、新規則例において手続等の必要な規定を整備することとした（第 32 条）。その際、試行的に実施する漁業又は未だ安定的に行える状態ではない漁業については、実施する者と期間を限定して行うことが適当と考えられるため、知事許可漁業の許可のように公示をして許可の申請を募る手続とはしないこととした。

## 2 試験研究等の適用除外

旧規則例において規定されている試験研究等の適用除外については、新規則例においても同様に規定することとした（第 50 条）。

なお、採捕禁止等の適用除外の許可は、規則において禁止している事項の適用を除外するものであるという当該規定の趣旨に照らし、第 4 項の条件に違反した場合の罰則の適用をなくし、元の禁止規定の違反として罰則を適用することとした。また、適用除外を受けた試験研究等による採捕の実施状況を把握する観点から、結果の報告を義務付けることとした。

## 3 停泊命令の期間の上限

旧規則例においては、停泊命令に係る停泊期間は、40 日を超えないものとしていた。

しかし、悪質な法令違反に対して行政処分を強化する必要がある場合を踏まえ、知事許可漁業における多様な漁業実態、違反の程度や漁場の使用に関する紛争防止の必要性等を勘案し、各都道府県が地域の実情に応じて対応することができるよう、新規則例においては、期間の上限規定は削除することとした（第 51 条）。

ただし、不利益処分が適正に行われる必要があることは当然であり、例えば、自都道府県内の漁業者と他の都道府県の漁業者とで差別的な処分基準とすることなどは不相当であり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 12 条第 1 項の規定による処分の基準を適切に定めることとされたい。

## 4 罰則規定の見直し

法に規定された罰則については、法の規定が適用されることになるため、罰則適用の明確化の観点から、新規規則例には規定しない。また、新規規則例における罰則の規定について所要の整備を行う（第 61 条から第 64 条まで）。

## 5 その他

### (1) 緯度及び経度による表示（第 35 条及び第 40 条から第 42 条まで）

衛星測位、地理情報システムや電子機器等の発達により、水面における緯度経度の情報を容易に得られることができるようになってきている。このため、禁止区域を設定する場合は、当該区域を明確にし、適切な取締りを行う観点から、できる限り緯度及び経度による表示をするとともに、必要に応じて従来の標記も併記するなどし、関係者が認識しやすいようにすることとした。

### (2) 禁止期間等の規定の見直し（第 36 条、第 37 条、第 40 条及び第 41 条）

禁止期間、全長等の制限、禁止区域等に関する規定について、これらの規定が漁業者以外にも適用されることを踏まえ、重複する規定について、水産動植物ごとに規制内容を整理し、規定の明確化を図ることとした。

### (3) 漁場内の岩礁破碎等の許可（第 48 条）

旧規則例では、漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取することが、水産動植物の産卵生育等に影響を与え、漁業権の侵害行為となることが多いことから、漁業権の設定されている漁場において、岩礁破碎等の行為を一般的に禁止し、知事の許可を得た場合にのみ禁止を解除することとしたものである。

今般、改正法により海区漁場計画が新たに法に位置付けられたことに伴い、法における「漁業権の設定」という文言の意味は、免許により漁業権を付与するという従来の意味（改正前の漁業法第 10 条）ではなく、あらかじめ、取得される可能性のある漁業権の内容を海区漁場計画に記載することを意味することとなっている（法第 62 条及び第 63 条）。

については、岩礁破碎等の許可の規定について、法改正により、従前の文言ではその意味するところが異なることとなったため、「漁業権の設定されている漁場」を「漁業権の存する漁場」と規定の文言を変更することとした。

したがって、文言を変更しても、改正前後で、岩礁破碎等の許可の規定が意図するところは変わらない。

### (4) 添付書類の省略（第 60 条）

行政手続の効率化及び漁業者等の行政手続に係る負担の軽減のため、既に同一内容の書類を行政庁に提出している場合や、都道府県知事が必要ないと認める場合には、添付書類の省略をすることができることを規定した。

特に、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（令和元年法律第 16 号）が令和元年 12 月 16 日に施行され、電子的な行政手続が可能となったことを踏まえ、添付書類の提出を求めるに当たっては、その必要性を検討することが適当である。

### (5) 小型機船底びき網漁業の地方名称

小型機船底びき網漁業の地方名称については、これまでの運用実態から、各都道府県において柔軟に対応することが適当と考えられるため、新規規則例においては、

規定しないこととした。

(6) 許可内容に違反する操業の禁止

法においては、知事許可漁業の許可に当たって、都道府県知事は制限措置を定めて公示することとされ、変更の許可を受けずに当該制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ者に対する罰則が規定されている（法第190条第4号）。

旧規則例に規定していた許可内容に違反する操業の禁止については、法に基づき、制限措置違反により対応することとなったことから、新規則例においては、許可内容に違反する操業の禁止は規定しないこととした。

(7) 電気設備の制限並びに漁船の総トン数及び馬力数の制限

法においては、電気設備の制限並びに漁船の総トン数及び馬力数の制限は、許可の条件や制限措置として漁業種類ごとに対応すべきものであり、規則で一律に規定する必要性が乏しいことから、新規則例においては規定しないこととした。

(8) 移植の禁止

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）により、全国的に規制すべき外来生物については、特定外来生物として、環境大臣及び農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、飼養、栽培、保管又は運搬が禁止されている。このため、外来生物法による規制がすでになされているものについては、改めて規定する必要性が乏しいことから、新規則例においては規定しないこととした。

(9) 様式の規定

旧規則例においては、漁業権の申請書、漁業権行使規則の認可申請書、遊漁規則の認可申請書、知事許可漁業の許可等の手続に係る書類、内水面における水産動植物の採捕の許可の手続に係る書類等の様式を定めている。

今後、行政手続の電子化を進めていくこととされており、都道府県の実情に応じて柔軟な対応ができることが適当であることから、新規則例においては、様式は定めないこととした。

なお、各都道府県で様式を用いる場合には、申請者等の便宜を図る観点から、ホームページ等で公表するものとする。